様式第５号（第４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

（実施機関名）

保有個人情報不開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第２項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に　　　　　　　　に対して審査請求をすることができます。

　　また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、酒田市を被告として（訴訟において市を代表する者は　　　　となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。